

## 医療法人浩然会指宿浩然会病院

### 訪問リハビリテーション事業・指定介護予防訪問リハビリテーション事業運営規程

#### (事業の目的)

第1条 医療法人浩然会が開設する、医療法人浩然会指宿浩然会病院が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「訪問リハビリテーション事業等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要支援者及び要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問リハビリテーション事業等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

2 サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、また関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図るものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人浩然会 指宿浩然会病院 訪問リハビリテーション事業所
2. 所在地 鹿児島県指宿市十町1130番地

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(医療法人浩然会 指宿浩然会病院長が兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための指示命令その他の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名(管理者と兼務)
3. 理学療法士又は作業療法士 1名以上(常勤)  
医師及び理学療法士又は作業療法士は、共同して利用者具体的な訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画等」という。)の作成などを行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)・お盆(8月14日～15日)は休業とする。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし土曜日は12時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

1. 理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション
2. 生活などに関する相談及び助言など

(利用料その他の費用)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - ① 交通費 利用者宅までの距離が片道20Km以上の場合は1回につき200円とする。
  - ② その他の費用の徴収が必要になった場合には、その都度利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 当該事業所における通常の事業の実施範囲は、指宿市の区域とする。

(感染症及び非常災害対策)

第9条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生・緊急時の対応)

第10条 事故発生・緊急時の際は、指宿浩然会病院事故発生・緊急時の対処法に従い、速やかに対応するものとする。

(苦情の申し出)

第11条 利用者又はその家族は、提供された訪問リハビリテーションサービスについて、いつでも苦情を申し出ることができるものとする。又、各市町村の介護保険係、県、国保連合会などの連絡先を利用者又はその家族に対して事前に説明するものとする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても

これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(ハラスメント防止のための措置)

第13条 事業所は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講じるものとする。（1）ハラスメント防止のための指針を整備する。（2）担当職員に対し、ハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施する。（3）ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第14条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第15条

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

- 1 管理者は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人浩然会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。  
この改定規程は、平成17年11月1日から施行する  
この改定規程は、平成18年9月1日から施行する。

この改定規程は、令和元年6月18日から施行する。

この改定規程は、令和3年9月15日から施行する。

この改定規程は、令和5年4月1日から施行する。

この改定規程は、令和6年6月1日から施行する。